

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程（平成23年旭医大達第99号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第3条（略） （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）小児科医師 1人 （2）整形外科医師 1人 （3）脳神経外科医師 1人 （4）救急科医師 1人 <u>（5）形成外科医師 1人（新設）</u> <u>（6）</u> 外来ナース・ステーション副看護師長 1人 <u>（7）</u> 4階西ナース・ステーション副看護師長 1人 <u>（8）</u> 専任リスクマネジャー 1人 <u>（9）</u> メディカルソーシャルワーカー 1人 <u>（10）</u> 病院事務部医療支援課長 <u>（11）</u> その他委員長が必要と認めた者	第1条～第3条（略） （組織） 第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）小児科医師 1人 （2）整形外科医師 1人 （3）脳神経外科医師 1人 （4）救急科医師 1人 <u>（5）</u> 外来ナース・ステーション副看護師長 1人 <u>（6）</u> 4階西ナース・ステーション副看護師長 1人 <u>（7）</u> 専任リスクマネジャー 1人 <u>（8）</u> メディカルソーシャルワーカー 1人 <u>（9）</u> 病院事務部医療支援課長 <u>（10）</u> その他委員長が必要と認めた者

2 前項第1号から第9号まで及び第11号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第9号まで及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第4条第1項第1号から第5号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。

3～5 (略)

(Child Abuse Prevention Systemチーム)

第7条 児童虐待対応委員会にChild Abuse Prevention Systemチーム(以下「CAPSチーム」という。)を置く。

2 CAPSチームは第4条第1項各号に掲げる委員のうち、第1号、第6号、第7号及び第9号の委員により組織する。

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

児童虐待対応委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。

2 前項第1号から第8号まで及び第10号の委員は、病院長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第1号から第8号まで及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は第4条第1項第1号から第4号までの委員の中から病院長が指名した者をもって充てる。

3～5 (略)

(Child Abuse Prevention Systemチーム)

第7条 児童虐待対応委員会にChild Abuse Prevention Systemチーム(以下「CAPSチーム」という。)を置く。

2 CAPSチームは第4条第1項各号に掲げる委員のうち、第1号、第5号、第6号及び第8号の委員により組織する。

3～5 (略)

第8条～第11条 (略)